

5 文科初第 629 号
令和 5 年 6 月 15 日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第 12 条
第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長
各公私立高等専門学校長 殿
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長
独立行政法人海技教育機構理事長
各国公私立大学長
各国公私立短期大学長
各公私立高等専門学校長
厚生労働省医政局長
厚生労働省社会・援護局長

文部科学省初等中等教育局長
藤原章夫

文部科学省総合教育政策局長
藤江陽子

文部科学省高等教育局長
池田貴城

第 16 回犯罪被害者等施策推進会議の決定を踏まえた
各種修学支援施策の周知について（通知）

本年 6 月 6 日に開催された犯罪被害者等施策推進会議において、別添 1 の「犯罪被害者等施策の一層の推進について」（令和 5 年 6 月 6 日犯罪被害者等施策推進会議決定）が決定されました。当該決定においては、犯罪被害者等基本法（平成 16 年法律第 161 号）の基本理念に基づき、犯罪被害者等が、被害原因や居住地域にかかわらず、その置かれている状況等に応じ、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援を適時適切に途切れることなく受けることができるようにするため、具体的な取組として、医療・生活・教育・納税の各分野にわたる各種社会保障・社会福祉等制度について、関係府省庁において、制度の内容に応じ、関係機関・団体に対し速やかに通知を発出するなどし、犯罪被害者等に配慮した取扱いを行うよう要請し、又は犯罪被害者等もこれらの制度を利用し得ることを周知することとされております。

文部科学省においては、各学校段階において、家庭の経済状況にかかわらず、すべての意志ある者が安心して教育を受けることができるよう、教育にかかる経済的負担の軽減を図り、教育の機会均等に寄与することを目的とした各種修学支援施策を実施しています。それらの各種修学支援制度においては、児童生徒及び学生が予期しなかった事由等を理由に修学を断念することがないように、家計が急変した場合に対応する特例等を定めています。

また、各自治体において、義務教育段階における就学援助制度により、経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して、必要な援助が行われているところですが、家計急変などにより、年度の中途において認定を必要とする者についての認定及び必要な援助の実施に配慮することに関しても、御留意いただくよう通知等で示しているところです。

については、下記1の事項について、各都道府県教育委員会におかれては、指定都市を含む各市町村教育委員会に周知いただくとともに、市町村教育委員会におかれては支援を必要とする保護者が支援を利用できるよう、小中学校等及び支援を必要とする保護者等に対する周知への御協力をお願いいたします。

また下記2、3の事項について、各都道府県教育委員会におかれては、所管の学校（高等課程を置く専修学校を含む。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対し、市町村教育委員会はその設置する学校に対し、各指定都市教育委員会におかれては、所管の学校に対し、各都道府県知事におかれては、所轄の学校等に対し、高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては、所轄の学校設置会社に対し、各国公立大学長におかれては、その附属の高等学校に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構理事長におかれては、その設置する学校に対し、独立行政法人海技教育機構理事長におかれては、その設置する海上技術学校に対し、厚生労働省におかれては所管の専修学校に対し、周知くださいますようお願いいたします。また、各学校において、下記の事項について御承知おきいただき、支援を必要とする生徒、学生等が各制度を利用できるよう周知その他の御協力をお願いいたします。

記

1. 就学援助制度における家計急変対応

各市町村において実施している就学援助制度については、従来より、転入学又は被災、家計急変など、年度の中途において認定を必要とする者については、速やかに認定し、必要な援助を行うよう配慮することを通知において留意事項として示しているところ、犯罪被害等により家計が急変した場合においても、年度の中途において認定を必要とする者については、速やかに認定し、必要な援助を行うよう配慮すること。また、就学援助制度の存在を知らないために支援を受けられないということがないように、犯罪被害等により家計が急変した者も含め、年度の中途において認定を必要とする者に対して、遺漏なく周知すること。

2. 高等学校等就学支援金制度及び高校生等奨学給付金制度における家計急変対応

高等学校等就学支援金制度において、保護者等の負傷・疾病による療養のため勤務できないこと、その他自己の責めに帰することのできない理由による離職など、従前得ていた収入を得ることができない場合については、特例的に高等学校等就学支援金を支給できるよう家計急変世帯への支援の仕組みを創設しており、犯罪被害等により家計が急変した場合にも支援の対象になりうること。

また、高校生等奨学給付金制度については、家計が急変した世帯に対しての給付を可能としていることから、犯罪被害等により家計が急変した場合についても支援の対象になりうること。

3. 高等教育の修学支援新制度における家計急変対応

高等教育の修学支援新制度は、生計維持者の死亡、災害その他の予期しなかった事由が生じたことにより緊急に支援を受けること（既に支援を受けている学生等にあつては、支援額を変更すること）が必要となった場合又は授業料等減免及び学資支給金を受けようとする者が、確認大学等に入学した日前一年以内に離職したことにより、支援措置を受けようとする年の収入の著しい減少が見込まれる場合については、家計が急変した学生等に係る特例措置として、授業料の減免及び学資支給金の支給を行うこととしており、犯罪被害等により家計が急変した場合にも支援の対象になりうること。

(別添1)「犯罪被害者等施策の一層の推進について」(令和5年6月6日犯罪被害者等施策推進会議決定)

(別添2) 犯罪被害者等のための制度の拡充等について(依頼)(警察庁丙審教厚発第7号令和5年6月8日)

(別添3) 家計急変した高校生等への支援について

(別添4) 家計急変した学生等への支援について

【本件連絡先】

○就学援助制度について

文部科学省初等中等教育局修学支援・教材課 就学支援係
電話番号：03-5253-4111(内線 4671)

○高等学校等就学支援金及び高校生等奨学給付金制度について

文部科学省初等中等教育局修学支援・教材課高校修学支援室
電話番号：03-5253-4111(内線 3578)

○高等教育の修学支援新制度について

文部科学省高等教育局学生支援課高等教育修学支援室
電話番号：03-5253-4111(内線 3496)

(うち公立大学・短大・高専、国立・公立・私立専門学校関係)

電話番号：03-5253-4111(内線 3280)

※総合教育政策局生涯学習推進課専修学校教育振興室内

※各学校からはまず都道府県にお問い合わせください。

犯罪被害者等施策の一層の推進について

令和 5 年 6 月 6 日
犯罪被害者等施策推進会議決定

犯罪被害者等基本法（平成 16 年法律第 161 号）の基本理念に基づき、犯罪被害者等が、被害原因や居住地域にかかわらず、その置かれている状況等に応じ、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援を適時適切に途切れることなく受けることができるようにするため、以下の各取組を実施することとする。

1 犯罪被害給付制度の抜本的強化に関する検討

犯罪被害給付制度について、警察庁において、関係府省庁の協力を得つつ、民事訴訟における損害賠償額も見据えて、算定方法を見直すことによる給付水準の大幅な引上げや仮給付制度の運用改善に関して検討を行い、1年以内をめどに結論を出し、これらを踏まえて必要な施策を実施する。

2 犯罪被害者等支援弁護士制度の創設

犯罪被害者等支援弁護士制度について、法務省において、犯罪被害者等が弁護士による継続的かつ包括的な支援及びこれに対する経済的援助を受けることができるよう、同制度の導入に向けて速やかに具体的検討を行い、必要に応じ、関係機関等との調整を図るなどして、1年以内をめどに結論を出し、これらを踏まえて所要の法整備を含めた必要な施策を実施する。

3 国における司令塔機能の強化

犯罪被害者等施策の推進に関して、国家公安委員会・警察庁において、司令塔として総合的な調整を十分に行うこととし、実務を担う警察庁における体制を強化するほか、国家公安委員会委員長を議長とする関係府省庁連絡会議を開催し、同会議を活用するなどして各取組の検討状況を含めた犯罪被害者等施策の進捗状況を点検・検証・評価するなどし、犯罪被害者等施策の一層の推進を図る。

4 地方における途切れない支援の提供体制の強化

地方における途切れない支援を一元的に提供する体制の構築（ワンストップサービスの実現）に向け、警察庁において、関係府省庁の協力を得つつ、地方公共団体における総合的対応窓口等の機能強化や関係機関・団体との連携・協力の一層の充実について、国による人材面・財政面での支援を含め検討を行うとともに、より円滑な支援の実現に向け、DXの活用に関しても検討を行い、1年以内をめどに結論を出し、これらを踏まえて必要な施策を実施する。

5 犯罪被害者等のための制度の拡充等

医療・生活・教育・納税の各分野にわたる各種社会保障・社会福祉等制度について、関係府省庁において、制度の内容に応じ、関係機関・団体に対し速やかに通知を発出するなどし、犯罪被害者等に配慮した取扱いを行うよう要請し、又は犯罪被害者等もこれらの制度を利用し得ることを周知する。

また、犯罪被害者等に対する質の担保された治療としてのカウンセリングの保険適用の改善については、中央社会保険医療協議会において、令和 6 年度診療報酬改定に向けた議論を行って結論を出し、これらを踏まえて必要な施策を実施する。

警察庁丙審教厚発第7号
令和5年6月8日

関係府省庁犯罪被害者等施策担当官 殿

警察庁長官官房審議官
(犯罪被害者等施策担当)

犯罪被害者等のための制度の拡充等について（依頼）

今般、第16回犯罪被害者等施策推進会議が開催され、別添の「犯罪被害者等施策の一層の推進について」（令和5年6月6日犯罪被害者等施策推進会議決定）が決定されました。

当該決定では、医療・生活・教育・納税の各分野にわたる各種社会保障・社会福祉等制度について、関係府省庁において、制度の内容に応じ、関係機関・団体に対し速やかに通知を発出するなどし、犯罪被害者等に配慮した取扱いを行うよう要請し、又は犯罪被害者等もこれらの制度を利用し得ることを周知するよう求められておりますところ、関係府省庁におかれましては、当該決定を踏まえ、速やかに必要な対応をしていただきますようお願いいたします。

【本件担当】

警察庁犯罪被害者等施策担当参事官室
大矢、杉本

TEL : 03 - 3581 - 0141 (内線2825、2813)

E-mail : hanzaihigai.npa@npa.go.jp

「学びたい」をあきらめないで。


家計急変した高校生への支援

離職、倒産等による減収などで家計が急変した世帯の方は、[国やお住いの都道府県の支援](#)が受けられます。


それぞれ[申込みが必要](#)です。

① 高等学校等就学支援金 家計急変支援制度

国の授業料支援のしくみです。
※令和5年4月から実施

 **家計急変事由**（負傷・疾病で就労困難、自己の責めに帰することのできない理由での離職等）が発生し、世帯年収が約590万円未満相当まで減少した世帯が対象

学校種：高等学校、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（1～3年生）、専修学校（高等課程）など

 **お問合せ・申込みは、学校へ**
※家計急変支援リーフレットもご参照ください。

文科省
家計急変支援
制度サイト



https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/01754.html

② 高校生等奨学給付金

教科書費・教材費など、
授業料以外の教育費支援のしくみです。

 **年収約270万円未満相当**（住民税所得割非課税相当）になった世帯が対象

学校種：高等学校等就学支援金の対象校と高校の専攻科（特別支援学校は「特別支援教育就学奨励費」の支援があります）

 **お問合せ・申込みは、学校またはお住いの都道府県へ**

都道府県の
お問合せ先



https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/detail/1353842.htm

③ 授業料軽減

都道府県独自の授業料支援のしくみです。

 **お住いの都道府県が定める要件に該当する方が対象**

※都道府県によって実施状況が異なります。

学校種：高等学校のほか、各都道府県が定める学校種が対象

 **お問合せ・申込みは、学校またはお住いの都道府県へ**

都道府県の
お問合せ先



公立
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/mext_01240.html

私立
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/mext_01241.html

家計急変支援制度とは？

- 保護者等の負傷・疾病による療養のため勤務できないこと、その他自己の責めに帰することのできない理由による離職など、従前得ていた収入を得ることができない場合に授業料を支援する制度です。
- 通常の就学支援金の対象にならない方や、現在受給していても、以下の支給限度額まで支給されていない方は、要件を満たす場合に家計急変支援の対象として就学支援金を受けられる可能性があります。

主な要件

対象となる家計急変事由に該当 + 世帯年収が約590万円未満相当まで減少

※家計急変事由や直近の収入状況を証明する書類が必要

※入学前に家計急変事由が発生した場合も、収入が減少した状態が入学時に継続していれば対象となる

※再就職するなど、推計年収が約590万円以上相当に回復すると見込まれる場合は、届け出る必要あり

※世帯年収約590万円は、両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が働いている場合の目安

支給限度額

月額：33,000円（公立高校等は月額：9,900円）

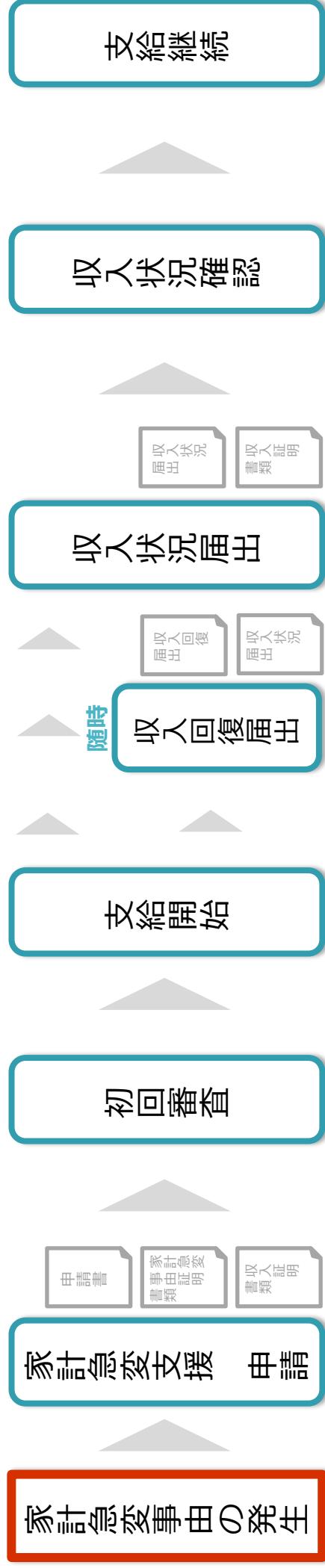
※通常の就学支援金における約590万円未満程度の世帯の支給限度額と同じ

※公立高校などの場合で、現在すでに支給限度額を受給している（授業料に相当する額を受給している）方の場合、支給額が変更とならないため、申請は不要です



[要件の詳細は裏面](#)

随時受付



申請方法の詳細は、学校または都道府県にお問合せください。

対象となる家計急変事由

■ 主な家計急変事由

1. 保護者等が会社員など被雇用者の場合

- ・ 負傷・疾病による療養のために勤務できないこと（その後90日以上就労困難）
 - ・ 自己の責めに帰すことのできない理由による離職※
- ※雇用保険受給資格者に記載された以下の離職理由コードの離職理由が対象
 (例：会社都合の解雇、正当な理由のある自己都合退職（倒産状態の会社を離職、妊娠出産育児、父母の扶養、親族の常時看護等による離職）)

離職理由コード	離職理由
11 (1A)	解雇 (1B)及び被保険者の責めに帰すべき重大な理由による解雇に該当するものを除く。
12 (1B)	天災その他やむを得ない理由により事業の継続が不可能になったことによる離職
21 (2A)	特定止めめによる離職（雇用期間3年以上雇止め通知あり）
22 (2B)	特定止めめによる離職（雇用期間3年未満等更新明示あり）
23 (2C)	特定理由の契約期間満了による離職（雇用期間3年未満等更新明示なし）
31 (3A)	事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職
32 (3B)	事業所移転に伴う正当理由のある自己都合退職
33 (3C)	正当な理由のある自己都合退職 (3A)、(3B)又は(3D)に該当するものを除く。)
34 (3D)	特定の正当な理由のある自己都合退職（平成29年3月31日までに離職した被保険者期間6月以上12月未満に該当するものに限る。）

2. 保護者等が自営業者などの場合

- ・ 負傷・疾病による療養のための廃業・休業（その後90日以上就労困難）
 - ・ 営む事業が債務超過等の状況※となり、その事業を廃止等した場合
- ※破産手続の開始（破産法18、19条）、特別清算開始の申立て（会社法第511条）、再生手続開始の申立て（民事再生法第21条）、更生手続開始の申立て（会社更生法第17条）、金融取引の停止
- ・ 妊娠、出産、育児等により事業を廃止し、その後30日以上就労が困難な場合
 - ・ 保護者等の父母の死亡、疾病・負傷等（90日以上）のため、保護者等の父母を扶養するために事業の廃止を余儀なくされた場合
 - ・ 常時保護者等本人の看護を必要とする親族の疾病、負傷等（事業を廃止し、その後看護を必要とする期間が30日以上、または、常時の介護が必要なもの）のために事業の廃止を余儀なくされた場合

■ その他の家計急変事由

- ・ 被災により就労困難等となった場合（当面の間、新型コロナウイルス感染症の影響による収入減も含む）
- ※会社役員、公務員についても家計急変事由に該当する場合があります。
- ※詳細は、「家計急変支援申請の手引き」及び同手引き内にある「家計急変事由対象一覧」を参照。

■ 対象とならない場合

- ・ 定年退職、自己の責めに帰す理由による自己都合退職 等
- ※対象となる事由は「家計急変事由対象一覧」を参照。
 ※保護者等の死亡や離婚は、就学支援金の家計急変事由に該当しないが、保護者等の変更に係る申請・届出をするごとで通常の就学支援金の対象となる場合があります。

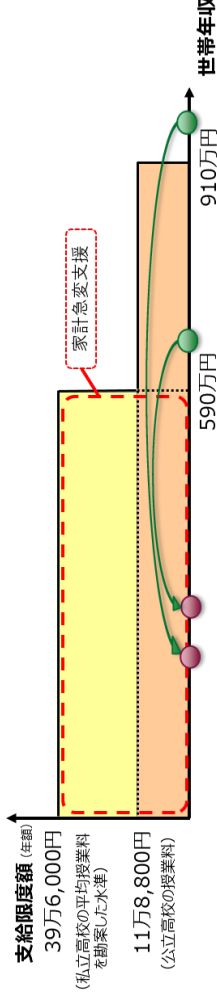
○ 家計急変事由証明書類

家計急変事由を証明する書類（原則、第三者が証明）を申請者が提出する必要がある。
 (例：医師による診断書（90日以上就労が困難な旨が記載されているもの）、雇用保険受給資格者証、破産手続開始を証明する書類 等）

対象となる収入要件

■ 算定基準

家計急変事由発生後の減少した収入の状況をもとにした世帯の推計年収が約590万円未満相当になった場合に対象となる



〔実際には家計急変事由発生後の収入から年収を推計し、省令で定める「算定基準額に相当する額」が154,500円未満になった場合に対象となる。〕

■ 算定方法

家計急変事由発生後の3か月の収入状況から年収を推計し、所定の算定方法を用いて「算定基準額に相当する額」を算出する。

- ※ 入学前に家計急変事由が生じた場合など、事由が生じてから4か月以上経過している場合は申請月の前3か月の収入状況で算出する。
(すでに通常の就学支援金の受給権者で、月の初日より後に申請している場合はその翌月の前3か月)
- ※ 1月、7月の収入状況確認時は直近の原則6か月の収入状況で算出する。
- ※ 算定方法の詳細は「家計急変支援申請の手引き」を参照。なお、申請時の計算には同手引き内にある「年収推計シート」を用いて算出する。

算定基準額に相当する額 < 154,500円
 算定基準額に相当する額 = 市町村民税の課税標準額に相当する額 × 6%
 - 市町村民税の調整控除の額に相当する額

- ※ 1 政令指定都市の場合、「市町村民税の調整控除の額に相当する額」に3/4を乗じる。
- ※ 2 算定基準額に相当する額は、百円未満切り捨て。

○ 収入証明書類

- ・ 課税対象となる所得に係る証明書類（非課税のもの不要）。
- (例：給与明細、年金振込通知書、帳簿 等)
- ・ 離職前の勤務先からの給与、賞与、退職金等が離職後に支給される場合は推計年収には含まない。
- ※課税対象となる事業所得、不動産所得、利子所得、配当所得、給与所得、雑所得、譲渡所得、一時所得、山林所得を得ている場合に、対応する証明書の提出が必要。

要件の詳細は「家計急変支援申請の手引き」等を参照してください。

文部科学省
 家計急変支援制度サイト



※Excel形式の資料は「家計急変支援制度サイト」に掲載しています。

(令和5年3月31日現在)

高校生等奨学給付金

～奨学のための給付金～



高校等の教育費を支援します！

- 教科書費、教材費など、授業料以外の教育費を支援する **返還不要の給付金** です。
- **生活保護世帯、住民税所得割が非課税の世帯**が対象です。
※ **家計が急変して非課税相当になった世帯**も対象になります。
- **学校またはお住まいの都道府県**への申し込みが必要です。
※ 授業料支援の高等学校等就学支援金とは別々に申し込みが必要です。
- **新入生**は、4～6月に**一部早期支給**の申請ができます。
※ 都道府県によって実施状況が異なります。

令和5年度の給付額

世帯状況	給付額（年額）	
	国公立	私立
生活保護受給世帯【全日制等・通信制】	32,300円	52,600円
非課税世帯【全日制等】（第1子）	117,100円	137,600円
非課税世帯【全日制等】（第2子以降） ※15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合	143,700円	152,000円
非課税世帯【通信制・専攻科】	50,500円	52,100円

※家計急変の場合は、申込み月によって給付額が変わります。



詳しくは、学校またはお住まいの都道府県にお問い合わせください。

文部科学省のwebサイトに都道府県のお問合せ先などを掲載しています。

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/detail/1353842.htm



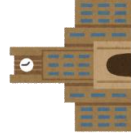
2020年4月から新しい給付奨学金・授業料等減免制度がスタート!



対象になる学校は?

一定の要件を満たすことを国等が確認した

大学、短期大学、高等専門学校（4年・5年）、専門学校
に通う学生が支援を受けられます。



どんな学生が対象になるの?

要件を満たす学生全員が支援を受けられます。



世帯収入や資産の要件
を満たしていること

住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯(*)



進学先で学ぶ意欲が
ある学生であること

成績だけで判断せず、レポートなどで学ぶ意欲を確認

&

将来、社会で自立し、活躍できるよう、しっかりと勉学に励むことが大切です

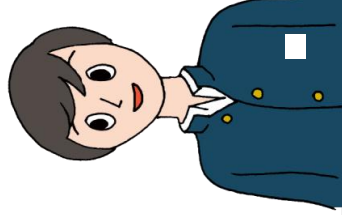
* 生活保護世帯や社会的養護を必要とする者（児童養護施設や里親のもとで養育されていた者等）も
本人の所得で判定し低所得であれば支援対象
（生活保護世帯の出身者は、父母が生活扶助を受けている者）

給付型奨学金の支給額は?

第I区分（住民税非課税世帯）の場合は、下記の額が支給されます。
（第II区分、第III区分の場合は、それぞれ第I区分の額の2/3、1/3）

給付型奨学金の支給額（年額）

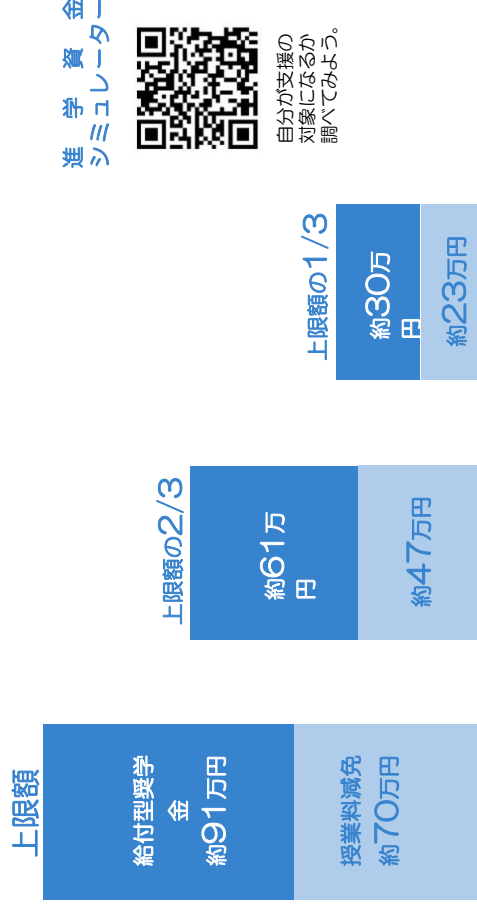
区分	住民税非課税世帯（第I区分）の場合	
	自宅通学	自宅外通学
大学・短期大学・専門学校	国公立 約 35万円	約 80万円
	私立 約 46万円	約 91万円
高等専門学校	国公立 約 21万円	約 41万円
	私立 約 32万円	約 52万円



世帯収入によって支援を受けられる額が変わるの?

世帯収入に応じた3段階の基準で支援額が決まります。

例 4人家族（本人(18歳)・父(給与所得者)・母(無収入)・中学生)で、
本人がアパートなど自宅以外から私立大学に通う場合の支援額(年額)



年収目安

～270万円
住民税非課税世帯
（第I区分）

～300万円
（第II区分）

～380万円
（第III区分）

授業料・入学金のサポートは?

給付型奨学金の対象者は、授業料と入学金の減免を受けることができます。
（第II区分、第III区分の場合は、それぞれ第I区分の額の2/3、1/3）

授業料等の免除・減額の上限額(年額)

	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	約 28万円	約 54万円	約 26万円	約 70万円
短期大学	約 17万円	約 39万円	約 25万円	約 62万円
高等専門学校	約 8万円	約 23万円	約 13万円	約 70万円
専門学校	約 7万円	約 17万円	約 16万円	約 59万円

(住民税非課税世帯（第I区分）の場合)



家計が急変した学生等への支援について

(高等教育の修学支援新制度
～授業料等減免・給付型奨学金～)

趣旨

高等教育の修学支援新制度（授業料等減免 + 給付型奨学金）は、住民税非課税世帯及びこれに準ずる世帯を対象として支援。住民税は、前年所得をもとに算定されているが、予期できない事由により家計が急変し、急変後の収入状況が住民税に反映される前に緊急に支援の必要がある場合には、急変後の所得の見込により要件を満たすことが確認できれば、支援対象とする。

家計を急変させる予期できない事由(※3) (急変事由)

生計維持者（学生の父母等）の死亡、事故・病気（による就労困難）、
失職（※1）、災害等（新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変も対象）
父母等による暴力等からの避難（※2）

(※1) 失業について、定年退職や正当な理由のない自己都合退職等の自発的失業は含まない。

(※2) 公的機関による保護証明書が必要。2022年7月1日より申請受付

(※3) このほか、本人が大学等進学のために離職したことで進学後の収入減少が見込まれる場合も対象



	原則	家計急変の場合の特例
申込	年2回（4月始期分、10月始期分）	随時
支援開始時期	4月始期 又は 10月始期	随時（認定後速やか） ※申請日の属する月の分から支給開始
対象者	家計、学業その他の要件を満たす者	急変事由が生じた者のうち、家計、学業その他の要件を満たす者
所得基準	住民税非課税世帯・これに準ずる世帯について、下記の算式により判定 市町村住民税所得割 課税標準額×6% - (調整控除の額 + 税額調整額)	左記に準ずる額（年間所得の見込額を基に基準額を算定）
判定対象となる所得	前年所得 ※機構はマイナンバーで住民税情報を捕捉	急変事由が生じた後の所得 ※給与明細や帳簿等で確認
支援区分の変更	毎年、夏に最新の住民税情報を確認し、10月分の支援から、支援区分を見直し（年1回）	3カ月毎に、急変事由が生じた後の所得を確認し、都度、支援区分を見直し（一定期間経過後は通常の扱いに戻す）

支援額（例）

	授業料等減免		給付型奨学金	
	入学金	授業料	自宅生	自宅外生
国公立大学	約28万円	約54万円	約35万円	約80万円
私立大学	約26万円	約70万円	約46万円	約91万円

※左記は住民税非課税世帯の場合。準ずる世帯の場合は2/3又は1/3。

※短期大学、高専、専門学校はそれぞれ支援額が異なる。